



2024年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社日本動物高度医療センター
代 表 者 名 代表取締役社長 平尾 秀博
(コード番号：6039)
問 合 せ 先 取締役管理部長 石川 隆行
(TEL. 044-850-1320)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月28日開催の第12期定時株主総会にてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社は、本制度の改定に関する議案を、2024年6月26日開催予定の第19期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議する予定です。

記

1. 本制度の改定の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額について、2016年6月23日開催の第11期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただいております。また、本制度に関して、2017年6月28日開催の第12期定時株主総会において、本制度に係る当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます）の報酬として、既存の対象取締役の金銭報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための出資財産として年額80百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年80,000株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は金銭報酬債権の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の譲渡制限期間について、これまで「金銭報酬債権の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としていたものを、「譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間」に改定いたします（以下「本改定」といいます）。また、本改定に伴って、本制度における譲渡制限の解除条件等についても必要な修正を加えることとなります。なお、本改定は、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

以上のほか、2017年6月28日開催の第12期定時株主総会にてご承認いただきました本制度の内容からの変更点はございません。

2. 本制度の改定の目的及び条件

本改定は、対象取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の譲渡制限期間等を改定するものであることから、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

以上